

宇部市介護職員資格取得等促進助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、宇部市介護職員資格取得等促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、介護従事者の確保及び職場への定着を促進し、市民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

（助成金の対象者）

第2条 助成金の交付対象者、対象経費及び助成金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 市税、保険料等市に対する納付金を滞納している者
- (2) 過去に同一の資格種別における本要綱による助成金の交付を受けた者
- (3) 他の同様の主旨の助成制度を利用した又は利用する予定にある者
- (4) 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者
- (5) その他市長がこの要綱による助成金の交付を受けることが適当でないと認める者

（助成金の交付申請）

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表に掲げる申請期間内に申請時添付書類を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定するとともに、交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第4号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第5条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、別表に掲げる請求期間内に助成金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の助成金請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消）

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、助成金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを

得ない理由によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 第1号に掲げるもののほか市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、助成金返還請求通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 前条の規定により助成金返還請求通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに助成金を全額返還しなければならない。

（帳簿の備付）

第8条 市長は、助成金交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第5条関係）

資格種別	交付対象者の要件	対象経費	申請時添付書類	助成金額	申請期間	請求期間
介護福祉士	交付申請時において、就労形態及び職種を問わず市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就労し、今後も継続して雇用される見込みであること。	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条に規定する介護福祉士試験の受験手数料	(1) 助成金交付申請書（様式第1号） (2) 助成金就労証明書（様式第2号） (3) 誓約書（様式第3号） (4) 受験票の写し (5) 受験手数料の領収書等の写し (6) 市税、保険料等の滞納のない旨の証明 ※市外在住の場合のみ（申請年の1月1日に市外在住だった場合を含む） (7) その他市長が必要と認めるもの	1万円	受験票の交付を受けた日から試験終了日の属する年度の2月末日まで	交付決定通知のあった日（交付決定通知のあった日までに試験が終了していない場合は試験終了日）から当該交付決定通知のあった日が属する年度の3月末日まで
主任介護支援専門員	交付申請時において、就労形態及び職種を問わず市内の介護サービス事業所又は居宅介護支援事業所に3か月以上継続して就労し、今後も継続して雇用される見込みであること。	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修受講料又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料	(1) 助成金交付申請書（様式第1号） (2) 助成金就労証明書（様式第2号） (3) 誓約書（様式第3号） (4) 研修を修了したことを証する書類の写し (5) 受講料の領収書等の写し (6) 市税、保険料等の滞納のない旨の証明 ※市外在住の場合のみ（申請年の1月1日に市外在住だった場合を含む） (7) その他市長が必要と認めるもの	2万円	研修終了日の属する年度の2月末日まで	交付決定通知のあった日から当該交付決定通知のあった日が属する年度の3月末日まで

備考 1 この表の「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所又は宇部市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所をいう。

2 この表の「居宅介護支援事業所」とは、法第79条第1項に規定する居宅介護支援の事業者指定を受けた事業所をいう。